

公益社団法人愛知県看護協会 訪問看護第三者評価規程

(目的)

第1条 訪問看護第三者評価（以下、「第三者評価」という。）は、訪問看護ステーションの質の向上に資することを目的とする。

(対象)

第2条 第三者評価の対象は、愛知県内の指定訪問看護ステーションとする。

(第三者評価の構成)

第3条 第三者評価の構成は、「書面審査」と「訪問審査」とする。

2 書面審査は、「基本情報調査票」と「自己評価調査票」によって実施する。

3 訪問審査は、「基本情報調査票」と「自己評価調査票」に基づき評価調査者の受審事業所訪問によって実施する。

(中間結果の審議)

第4条 中間結果の報告書に基づき審議する。

(中間結果の通知と疑義申立て)

第5条 中間結果の報告を受審事業所に通知する。

2 受審事業所は、事実誤認や疑義について申し立てができる。

(最終判定)

第6条 認定の種別の最終判定は、第三者評価委員会が実施する。

(認定の種別)

第7条 認定の種別は「認定」及び「認定留保」とする。

2 「認定」の場合は、認定証を発行する。

3 「認定留保」の場合は、再審査を実施する。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は5年間とする。

(受審料)

第9条 受審料は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 管理者が会員である事業所 | 33,000 円 |
| (2) 愛知県訪問看護ステーション協議会会員事業所 | 38,000 円 |
| (3) その他 | 66,000 円 |

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、第三者評価委員会の議を経て本会会長が行う。

附 則

1 この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。